

# 観光施設等受入環境整備支援事業 制度概要及び申請手続きについて

## 観光施設等受入環境整備支援事業

宮崎県観光協会は宮崎県からの補助を受け、宮崎県内のホテル・旅館、観光施設等が実施する、**安心安全確保のための取組**に対して支援を行います。



### 補助率等

**補助率：補助対象経費の4分の3以内**  
**補助上限額：1施設当たり上限60万円**

※予算（総額1億2千万円）の範囲内での補助となるため、各事業者からの申請総額が予算を上回った場合は、全額補助とならない場合や受付を終了する場合があります。

### 対象事業

○新型コロナウイルス感染症防止対策の更なる充実を図るための取組に係る費用

- 例）・非接触式消毒液スタンド、サーモグラフィー装置などの備品購入  
・飛沫対策やソーシャルディスタンス確保のための施設改修など  
・詳細は別添補助対象一覧を参照してください。

**※県内での応援消費拡大のため、対象事業の実施にあたっては、可能な限り県内事業者の活用をお願いします。**

**【補助対象とならない費用】**

飲食費、自社施設等賃借料、維持管理費・光熱水費、キャンセル・値下げ等の損失補填、人件費等は対象となりません。

### 対象事業者

○宿泊事業者

宮崎県内で旅館業法による営業許可を受け、「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」を営む事業者。

※下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業を行っている施設は対象外です。

○観光事業者

宮崎県内の観光施設等の管理・運営を行う者。

※観光施設等とは「宮崎県観光入込客統計調査」の調査対象となる観光地点とします。

## 対象期間等

令和2年7月22日（水）から  
令和3年2月28日（日）までの取組に係る費用

※募集開始 令和2年9月1日（火）から

## 提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ③個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第2号）  
※県民向け宿泊プラン造成支援事業において、すでに協会に提出済みであれば省略可能
- ④事業計画書（様式第3号）
- ⑤収支予算書（様式4号）
- ⑥見積書及び工事費等の内訳が分かるものの写し
- ⑦施設改修に当たっては、工事図面等の写し及び改修工事前の現場写真

※各様式は、県観光情報サイト「旬ナビ」に掲載しています。

## 提出方法等

必要書類を、郵送により提出してください。

### 【郵送先】

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号グリーンソフィア壱番館3階

宮崎県観光協会 宛

## 問い合わせ

・公益財団法人宮崎県観光協会

8時30分～17時15分

TEL：0985-26-6100

## その他

事業完了後には、実績報告書（領収書の写しや事業実施状況の写真など）等の提出が必要です。  
また、対象事業を実施しなかった場合などにおいては、補助金の交付決定を取り消し、補助金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。

(付表)

観光施設等受入環境整備支援事業 補助対象一覧

1	物品購入費
	①消毒費用
	非接触式消毒液スタンド
	空気除菌消臭機
	紫外線照射機
	②飛沫対策費用
	アクリル板
	パーテーション（ベルト式含む）
	フロアマーカ
	③換気費用
	サーキュレーター
	空気清浄機・加湿器
	④その他衛生管理費用
	サーモグラフィー装置
	セルフレジ
	⑤外注費用
	消毒作業
2	施設改修等費用
	①施設
	受付における飛沫対策のための改修
	ソーシャルディスタンス確保のためのロビーエリア、廊下等の改修
	手動ドアから自動ドアへの改修
	②設備
	非接触チェックイン・精算機（自動チェックイン・精算機も含む。）の導入
	センサー付き水道蛇口への改修
	人感センサー付き照明器具への改修
	③システム導入
	非接触型（キャッシュレス）決済システムの導入
	キーレスシステムの導入
	モバイルによるプリチェックインシステムの導入